

福岡県警察ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県警察（以下、「県警」という。）が管理するホームページに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 福岡県警察ホームページ(以下「県警ホームページ」という。)

福岡県警察が管理するホームページで、<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>で始まるものをいう。

(2) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、別に定める。

(掲載に適さないもの)

第4条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、県警の事務又は事業の実施に支障を及ぼさないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、県警ホームページに掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれがあるもの

(3) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）

(6) 事実と異なるもの

(7) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの

(8) 責任の所在が不明確であるもの

(9) 内容が不明確であるもの

(10) 個人の氏名広告

(11) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、公共安全と秩序の維持に反するなど、県警ホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、別に定める。

(1) 広告の種類

- (2) 広告の規格
 - (3) 広告の禁止表現
- (暴力団の排除)

第6条 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、第三号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲載の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲載期間とすることができる。

(広告の募集方法)

第8条 広告の募集は、県警と広告募集業務委託契約を締結した広告取扱業者（以下、「広告取扱業者」という。）が行うものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 広告取扱業者は、広告の掲載にあたっては、第4条及び第5条の規定に基づく審査を行い、県警に広告掲載の承諾を求めなければならない。

2 県警は、前項による承諾を求められた場合は、第4条、第5条及び第6条の規定に基づく審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

3 県警は、前各項の規定により掲載する広告を決定したときは、その旨広告取扱業者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告取扱業者は、広告原稿を第5条の規定に基づき作成し、県警が指定した日（原則として広告掲載月の前月の20日頃）までに、県警が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告取扱業者が負担するものとする。

3 県警は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱業者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の時期)

第11条 県警は、第10条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として広告の掲載を開始する月の初日の0時に掲載するものとする。

2 県警は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告の掲載を終了する月の

末日が終了した時点で削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 県警は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、第6条各号のいずれかに該当すると判明したとき
- (2) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき
- (3) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき
- (4) 第10条第3項の規定による修正の指示に従わないとき

2 県警は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告取扱業者を通じて当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、県警は、広告取扱業者が県警に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告取扱業者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告取扱業者は県警に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、県警は、広告取扱業者が県警に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告掲載料の減額)

第14条 県警は、広告取扱業者の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、契約金額に基づき、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月につき1日未満の場合は、減額しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県警が県警ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を減額しないものとする。ただし、一時停止の期間が1か月につき7日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告の変更)

第15条 広告取扱業者は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告取扱業者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県警とあらかじめ協議するものとし、第10条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるもの

とする。

(リンク先の変更)

第16条 広告取扱業者は、広告主が広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して日曜・祝日を除いて5日前までに県警に届け出るものとする。

(広告取扱業者の責務)

第17条 広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県警と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県警が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成30年1月23日から施行する。